

土壤汚染対策法 4 条に基づく  
土地の形質の変更届出書作成の手引き

令和元年 9 月

岩手県花巻市

市民生活部生活環境課

## 1 土壌汚染対策法について

土壌汚染対策法は平成15年2月15日に施行され、平成22年4月1日に改正された法が施行されました。その後、法改正され、平成31年4月1日に施行されました。

この法律は、土壌汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するための対策を実施し、国民の健康を保護することを目的としています。

この法律によって、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合（第3条）や土壌汚染のおそれのある土地の形質の変更が行われる場合（第3条第7項または第4条）、工場跡地などで土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合（第5条）には、土地の所有者等（※）が土壌汚染状況調査を行うこととなります。

この調査で土壌に含まれている有害物質の量（含有量）や土壌から有害物質が溶け出す量（溶出量）が基準を超えていることがわかった場合には、花巻市がその土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定し、台帳を作成して、その情報を公開します。

※「土地の所有者等」とは、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者。土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する

契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権限を有するものが、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

## 2 届出の対象となる行為

土地の形質の変更の面積の合計が3,000平方メートル以上となる場合は、全て届出の対象となります。ただし、水質汚濁防止法で定める有害物質を使用する特定施設を設置した履歴がある事業場等に係る土地の形質の変更については900平方メートル以上が届出対象となります。

合計する面積の考え方は、土地の形質の変更が一連の行為であるか否かで判断してください。具体的には、同一の事業の計画や目的、時間的近接性、実施主体等を総合的に判断することとなります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

### ①盛土しか行わない場合

（注）一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。

### ②形質変更の深さが最大50cm 未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌

の飛散又は流出を伴わない行為

③農業を営むために通常行われる行為

④林業の用に供する作業路網の整備

⑤鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

⑥非常災害のために必要な応急措置として行う行為

なお、計画を変更し、市長が汚染のおそれの判断を行っていない範囲に新たに掘削範囲等が追加される場合は、届出書の再提出が必要です。

事業内容が確定していない場合は、届出書の再提出を極力なくするよう掘削範囲等を広めに届出を行うことをおすすめします。

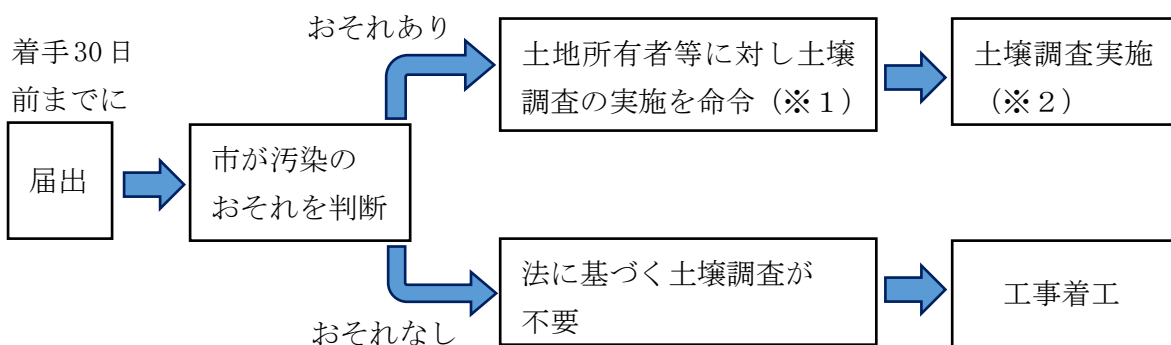
### 3 届出を行う者及び届出の期限

届出者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。当該工事の施工に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、土地を借りて開発を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

届出書の提出は、土地の形質の変更に着手する日の30 日前までに行うことが必要です。「着手する日」とは、実際に現場で形質の変更を行う日のことをいいます。

### 4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。市長により、行政保有情報から、その土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると判断された場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。



※1 届出者が土地所有者等でない場合は、併せて届出者に対し土壤調査が必要となった旨を通知します。

※2 届出に係る形質変更は、土壤調査に係る一連の手続きが完了した後に行ってください。なお、調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じて形質変更には

制限が発生します。

※3 法に基づく土壌調査が不要とされた場合でも、当該土地に土壌汚染が存在しないことが保証されるものではありません。

※4 法第4条第1項の届出に併せて、指定調査機関に調査させた土壌汚染状況調査結果報告書（様式第七）を提出することができます。

当該土壌汚染状況調査の結果について、土壌汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手するその時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、法に定める方法での調査が実施されたとはいえないため、法第4条第2項に基づく調査結果の提出がされていないものとして取り扱うこととなり、再度、土壌汚染状況調査を行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

## 5 届出に必要となる書類

届出書は、次の書類を2部提出してください。

- ①一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）
- ②土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図  
・形質変更をしようとする場所の位置図・案内図（公図の写しを参考に土地の地番を明記する）  
・形質変更範囲の面積の計算根拠及び掘削範囲、盛土範囲を示した平面図  
・形質変更の深さを示した立面図及び断面図
- ③土地の形質を変更しようとする者が当該土地の所有者等でない場合は、土地の形質の変更を行う権原を有することを確認できる書類（当該土地の所有者等である場合は、それを説明する書類）
- ④土地の所有者等を確認できる書類（登記事項証明書など（最新のもの、コピー可））  
・土地の所有者等の同意書（工事の請負契約書の写し、土地の形質変更の実施同意書など）
- ⑤土地の形質を変更しようとする者が、指定調査機関による土壌汚染状況調査結果を添付する場合で、当該土地の所有者等でない場合は、土壌汚染状況調査結果を報告することについて土地所有者全員が同意する旨の同意書（当該土地の所有者等である場合は、それを説明する書類）  
・土地の所有者等を確認できる書類（登記事項証明書など（最新のもの、コピー可））  
・土地の所有者等の同意書（土壌汚染状況調査結果の報告同意書）

## 6 汚染のおそれの判断基準

土壤汚染対策法施行規則第26条に基づき判断します。具体には、特定有害物質の使用等履歴に関する行政手続き情報を参考として判断します。

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が基準（土壤含有量基準、土壤溶出量基準）に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地または敷地であった土地
- ⑤ ②、③、④に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

別表 対象物質と基準

特定有害物質（法第2条）		指 定 基 準 (法第6条第1項第1号)		地下水基準 (施行規則 別表第一) (単位：mg/L)
		土壌溶出量基準 (単位：mg/L)	土壌含有量基準 (単位：mg/L)	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン（注1）	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン(注2)	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下（遊離シアンとして）	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

- ・ 土壌溶出量基準：土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム（mg/l）で表します。
- ・ 土壌含有量基準：土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1キログラム中のミリグラム（mg/kg）で表します。
- ・ 地下水基準：地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム（mg/l）で表します。

注1：平成29年4月1日に、クロロエチレンが追加されました。

注2：平成31年4月1日に、シス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレンに変更されました。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

花巻市長 殿

届出者

印

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては、その代表者の氏名

第3条第7項  
土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の  
とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。



土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

花巻市長 殿

報告者

印

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあっては、その代表者の氏名

第3条第8項の命令に係る調査  
土壤汚染対策法 第4条第2項の 調 査 を行ったので、同項の規定により、次のとお  
第4条第3項の命令に係る調査

り報告します。

法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

《土地の利用履歴書の例》

※様式は任意（自由）

土地利用履歴書

〇〇〇〇年〇月〇日

花巻市〇〇町××番地

〇 〇 〇 〇 印

花巻市〇〇町××番地及び××番地における土地利用履歴

年 月 日	内 容	備 考
～昭和 50 年	農用地として利用	
昭和 50 年 4 月	電子部品製造業（〇〇株）稼働	・トリクロロエチレン使用 ・材料に鉛を含有
平成 10 年 4 月 1 日	電子部品製造業（〇〇株）閉鎖	
平成 10 年 12 月 1 日	ガソリンスタンド営業開始	・ガソリンにベンゼン含有
平成 22 年 3 月 31 日	ガソリンスタンド閉鎖	
平成 22 年 6 月 1 日	宅地開発予定	

《同意書の例》

※様式は自由（自由）

## 土地の形質変更の実施同意書

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇様

花巻市〇〇町××番地

〇 〇 〇 〇 ⑩

私は、私が所有する土地の形質の変更の実施について、下記のとおり実施することに同意いたします。

### 記

- 1 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地  
花巻市〇〇町××番地及び××番地
- 2 土地の形質の変更の実施者  
〇〇〇〇株式会社
- 3 土地の形質の変更の着手予定日  
〇〇××年〇〇月××日

《同意書の例》

※様式は任意（自由）

土壤汚染状況調査結果の報告及び土地の形質変更の実施同意書

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇様

花巻市〇〇町××番地

〇 〇 〇 〇 ⑩

私は、私が所有する土地に関する土壤汚染状況調査結果の報告および土地の形質の変更について、下記のとおり実施することに同意いたします。

記

- 1 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地  
花巻市〇〇町××番地及び××番地
- 2 土地の形質の変更の実施者  
〇〇株式会社
- 3 土地の形質の変更の着手予定日  
〇〇××年〇〇月××日

《当該土地の所有者等を説明する書類の例》

※様式は任意（自由）

### 土地の所有者等の一覧

〇〇〇〇年〇月〇日

土地の所在地（地番）	土地の所有者等
花巻市〇〇町××番地	〇〇 ××
花巻市〇〇町××番地	〇〇株式会社
花巻市〇〇町××番地	×× 〇〇
花巻市〇〇町××番地	××株式会社

土地の所有者等が届出者と異なる場合は、同意書及び登記事項証明書又はそれに代わるものを添付してください。

土地の所有者等と届出者が同じ場合は、土地の所有者等を説明する書類のみ添付してください。